

次世代人材育成事業 ワークショップ運営業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、次世代人材育成事業 ワークショップ運営業務の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、委託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

2 業務の名称

次世代人材育成事業 ワークショップ運営業務委託

3 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4 事業の背景、目的

高齢化の進行に伴う人材不足により、各企業の業績への影響を及ぼすリスクが示されており（※1）、また新潟県では経営者の高齢化が進んでいるが（※2）、企業の経営改善や持続的な発展には、次世代経営者へスムーズに移行できる環境整備が必要である。また、事業承継を経営上の課題として認識している県内企業は多く、その中でも後継者問題（育成、決定）を課題としている企業が多い傾向にある。（※3）

そこで本事業は、新潟経済の次世代ビジネスリーダー（起業関心者、社内起業者、会社後継者に加え、若手経営者やマネージャー層、スタートアップなど本市経済の未来を担う人材）を対象に、講義とワークショップ形式の演習を通じてリーダーシップのベースとなるノウハウ・スキルやマインドの習得、ネットワークづくりを支援する。

野村證券 NIP をはじめ、多くの次世代経営者向けプログラムが「事業アイデアの創出」を目的としているのに対し、本プログラムでは「次世代リーダー育成（人材育成）」に主眼を置く。

本事業は同目的により令和4年度よりスタートし、以降、令和4年度は「ビジョンの創出」、令和5年度は「事業計画書の策定」、令和6年度は「ブランディング検討」等、毎年テーマ設定を行い、プログラムを開催してきた。

上記を踏まえ、令和7年度においては「データを基に経営判断（意思決定）ができる力」を育成するプログラムを実施する。

※1 株式会社東京商工リサーチ_TSR データインサイトより

https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198881_1527.html

※2 新潟県の社長平均年齢は 63.35 歳で全国平均を 0.86 歳上回る

（出所：2020 年 東京商工リサーチによる調査）

- ※3 事業承継で「後継者育成」に苦勞している 45.8%
 事業承継で「後継者育成」に苦勞しそう 57.7%
 (出所：2020年 帝国データバンク新潟支店による調査)

5 業務の内容

上記目的を達成するため、下表の段階に沿って、以下のとおり(1)から(3)の内容を実施するとともに、付随する(4)、努力目標として(5)についての業務を委託する。

連続プログラムは全6回程度(各回3時間半程度)とし、最終ゴールは参加者がデータの必要性、目的を理解し、適切に取り扱えるようになるとともに、データを基に経営判断(意思決定)ができるようになっている状態を目指す。

なお、本事業全体に係る企画・提案等については、受託者の提案内容を基に事務局(公益財団法人新潟市産業振興財団)との調整のうえ実施するものとする。

第1段階	(1) テーマに沿い、以降のワークショップの道筋となることを目的とした基調講演(特別講師を招聘)の開催、交流会の実施
第2段階	(2) 講義、ケーススタディを用いたリアルワーキング形式の「データサイエンスと経営判断」を学ぶ連続ワークショップの実施
第3段階	(3) プログラム内で学んだ内容を自社に活かす過程を支援
付随業務	(4) 本事業に関する広報・募集活動
努力目標	(5) その他 新潟市で開催される関連事業との連携

※本仕様上の以下に記載する、回数、人数については、その一例を示すものである。

[第1段階]

<第1回：基調講演、連続プログラム説明会、交流会の開催>

- ・テーマ「データサイエンスと経営判断」に沿った特別講師を招聘、基調講演
- ・基調講演の内容は以降のプログラムの道筋となるもの。
- ・今後の連続プログラム内容の概要についての説明会
- ・終了後、参加者交流会(リアル開催)を実施

[第2段階]

<第2～4回：講義、ケーススタディによるリアルワーキング形式のワークショップ>

- ・データサイエンスについての理解を深める講義、共通のケーススタディを用いた経営判断(意思決定)の仕方について学ぶワークショップを開催する。(3回程度)
- ・講義においては、データの必要性、利用の目的について理解を深める内容を含める。
- ・ワークショップにおいては、講義にて学んだ内容を自社に持ち帰ることを見据え、無料版BIツール(例：Microsoft Power BI)等、WS内で参加者が利用できるツールを用い、実践形式で演習を行う。

- ・各回は単回で完結するものとする。テーマ、内容をカテゴリー別に分けて実施することも可。
- ・各回終了のタイミングでその回を振り返り、自社へ活かすためのワークシートを作成させ、持ち帰って実践できるような状態に持っていく。

[第3段階]

<第5回：講義、ケーススタディによるリアルワーキング形式の連続ワークショップ>

- ・第2段階の実施内容が終了後に、ワークショップの内容（ワークシート作成）を自社に持ち帰り実践させる。実践した成果や、第2段階で扱ったケーススタディの分析内容について参加者同士で発表、共有し、振り返りを行う。講師からもフィードバックを行う。

<第6回：クロージングワークショップ>

- ・ワークショップの内容（ワークシート作成）を自社に持ち帰り実践させる。実践した成果や、第2段階で扱ったケーススタディの分析内容について参加者同士で発表、共有し、振り返りを行う。講師からもフィードバックを行う。
- プログラム全体を振り返り、クロージングとする。

【付随業務】

(4) <本事業に関する広報・募集活動>

本事業が対象とする地域の企業の参加を促すため、広報・集客用のチラシ（PDFデータ、AIデータにて、高画質版（印刷用）及び低画質版（ホームページ掲載用）の2種類）を作成し、効果的な時期に周知及び配布し、セミナー内容や事例等の情報発信を行うことで、本事業の趣旨・目的に関心のある企業や対象者に効果的なリーチを図る。

また、本事業の実施及び周知を行うにあたり、本事業のコンセプトのデザイン（事業名、キャッチコピー等）及びロゴマークを作成し、それを媒体に用いて発信するものとする。

【努力目標】

(5) <その他 新潟市で開催される関連事業との連携>

本事業と同様に、新規事業開発やオープンイノベーションの支援を目的とした取り組みを行っている新潟市事業との連携により、より効果的に実施が図られるよう努めること。

また、本事業の事業紹介や参加企業の報告等を実施する際、令和7年度中に開催予定のビジネスイベント「日々是新（※4）」を活用することも可とする。詳細は、事務局及び実行委員会（新潟地域産業見本市実行委員会）と協議の上決定するものとし、実行委員会との連携に関しては、事務局が調整に協力するものとする。

※4 ビジネスイベント「日々是新」

参考URL：<https://www.hibikorearata-niigata.com/>

6 成果指標

本事業が求める成果指標は以下のとおり。受託者においては、以下成果指標の達成を目標に、特段に留意して取り組むこと。

成果指標	目標数値
特別講師による基調講演を踏まえ、今後のプログラム内容について理解できた参加者の数	50名以上
本事業により必要に応じた適切なデータの集め方が理解できた参加者の数	20名以上
本事業により適切なデータの扱い方について理解できた参加者の数	20名以上
本事業によりデータを基に意思決定ができ、実際に自社に持ち帰って実践、振り返りができた参加者の数	10名以上
本事業において新潟市で開催される関連事業との連携を取りながら事業を進められているか（努力目標）	

7 事業実施体制

(1) 実施責任者

受託者は本事業を推進する実施責任者を配置し、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

(2) 人員配置

業務を実施する担当者については、

- ① 実施責任者 : 1名
- ② 連続プログラムの講師 : 1名
- ③ (必要に応じて) 運営補助 : 1名

委託期間中、上記の担当に原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、プロジェクトメンバーは固定化すること。なお、委託者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

(3) 言語

本業務に用いる言語は日本語とし、通訳等は介さずに委託者と意思疎通が図れる体制を構築すること。

(4) プログラム会場

市内における交通至便の会場とし、人数及び実施形式に十分に対応できるものとする。会場の選定・確保においては、新潟市が所管・運営する施設などを中心に事務局が行い、借上げに係る費用は事務局が負担する。

(5) 運営

連続プログラム実施の際、受付対応、プログラム当日の会場設営及び参加者への事前連絡は事務局にて行う。

(6) 業務場所

本業務委託に係る打合せは、原則として当財団事務所内の会議室またはオンライン会議システムにて実施する。

(7) 業務管理

受託者は、業務責任者のもと適正に業務管理を行い、定期的に本市に進捗状況を報告するとともに、本市の求めに応じて適宜説明、報告を行うこと。

8 成果物の納入等

受託者は、本業務完了後には、報告資料及び事業報告書を事務局に提出すること。

- ① 報告期限 令和8年2月27日（金）
- ② 記載事項 委託業務の実施内容に基づき、詳細は事務局と協議のうえ決定
- ③ 提出方法 事務局と協議のうえ決定
- ④ 提出場所 公益財団法人新潟市産業振興財団ビジネス支援センター
〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階

9 その他特記事項

受託者は、業務履行に当たり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

(1) 法令遵守

本業務の遂行に関しては、関係法令等を遵守すること。

(2) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

(3) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(4) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 著作権等に係るもの

本事業の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権は、全て事務局

(公益財団法人新潟市産業振興財団)に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合、事務局が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(6)その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、事務局と協議のうえ決定する。
- ・業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。